

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新	旧	備考欄								
1	第1章 総 則	第1章 総 則									
	(略)	(略)									
	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱									
	(略)	(略)									
	第2 業務大綱	第2 業務大綱									
	1 長野市	1 長野市									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市</td> <td> (1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難指示等に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野市	(1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難指示等に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市</td> <td> (1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難勧告・指示に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野市	(1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難勧告・指示に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること	震-5 避難情報の 見直し
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野市	(1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難指示等に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野市	(1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難勧告・指示に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること										
	(略)	(略)									

No.	新	旧	備考欄																													
2	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																														
	(略)	(略)																														
	第2節 情報の収集・連絡体制計画	第2節 情報の収集・連絡体制計画																														
	<p>災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要であることから、市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、及びその情報を伝達する通信手段の整備並びに情報伝達手段の多ルート化等を進める。</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]</td> <td>異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部情報政策課</td> </tr> <tr> <td>観測体制の高度化 [市]</td> <td>洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]</td> <td>地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>訓練の実施 [市、防災関係機関]</td> <td>円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。</td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課	観測体制の高度化 [市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課	長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課	訓練の実施 [市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課	<p>災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要であることから、市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、及びその情報を伝達する通信手段の整備並びに情報伝達手段の多ルート化等を進める。</p> <p>第1 災害情報の収集・連絡体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]</td> <td>異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難勧告等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化</td> <td>総務部危機管理防災課 総務部情報政策課</td> </tr> <tr> <td>観測体制の高度化 [市]</td> <td>洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]</td> <td>地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。</td> <td>総務部危機管理防災課</td> </tr> <tr> <td>訓練の実施 [市、防災関係機関]</td> <td>円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。</td> <td>総務部危機管理防災課 各部課</td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難勧告等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課	観測体制の高度化 [市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課	長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課	訓練の実施 [市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																														
災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課																														
観測体制の高度化 [市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課																														
長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課																														
訓練の実施 [市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課																														
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																														
災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難勧告等への活用 の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課																														
観測体制の高度化 [市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課																														
長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課																														
訓練の実施 [市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課																														
(略)	(略)	(略)																														

No.	新	旧	備考欄												
3	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>災害時の迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者や帰宅困難者、帰宅困難観光客（以下「帰宅困難者等」という。）にも配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>第1 避難計画の策定等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名〔計画主体〕</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難計画の作成〔市〕</td> <td> 県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 </td> <td> 総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課	避難計画の作成〔市〕	県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>災害時の迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者や帰宅困難者、帰宅困難観光客（以下「帰宅困難者等」という。）にも配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>第1 避難計画の策定等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名〔計画主体〕</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難計画の作成〔市〕</td> <td> 県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法 ○避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 </td> <td> 総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課	避難計画の作成〔市〕	県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法 ○避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課	<p>震-38 避難情報の見直し</p>
	計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課												
避難計画の作成〔市〕	県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課													
計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課													
避難計画の作成〔市〕	県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。 また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ○避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法 ○避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 給食措置 給水措置 毛布、寝具等の支給 衣料、日用品の支給 負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 避難の受入れ中の秩序保持 避難住民に対する災害情報の伝達 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ＜平常時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 住民に対する巡回指導 防災訓練等 ＜災害時における広報＞ <ul style="list-style-type: none"> 広報車による周知 避難誘導員による現地広報 	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課													

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新			旧			備考欄
		・住民組織を通じた広報			・住民組織を通じた広報		
	帰宅困難者等対策 [市]	帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	企画政策部秘書課国際室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課	帰宅困難者等対策 [市]	帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	企画政策部秘書課国際室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課	
	(略)			(略)			
	第23節 土砂災害等の災害予防計画			第23節 土砂災害等の災害予防計画			
	<p>本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、土石流、崖崩れ、地すべりによる被災が懸念される。これら土砂災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づくソフト対策を推進する。また、土砂災害を防止するため、国、県、市等防災関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p>			<p>本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、土石流、崖崩れ、地すべりによる被災が懸念される。これら土砂災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づくソフト対策を推進する。また、土砂災害を防止するため、国、県、市等防災関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p>			
	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	
	土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置など情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項などについて住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課	土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置など情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項などについて住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課	
	災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課	災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課	
	土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課	

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新			旧			備考欄
4		<ul style="list-style-type: none"> 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 救助に関する事項 その他警戒避難に関する事項 <p>○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。</p> <p>○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 救助に関する事項 その他警戒避難に関する事項 <p>○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。</p> <p>○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。</p>		
	土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	<p>「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。</p> <p>○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強化及び注意呼びかけ</p> <p>○避難指示等の具体的な基準、伝達方法を明確にした避難計画の策定</p>	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課 消防局警防課	土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	<p>「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。</p> <p>○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強化及び注意呼びかけ</p> <p>○避難勧告等の具体的な基準、伝達方法を明確にした避難計画の策定</p>	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課 消防局警防課	震-54 避難情報の見直し
	宅地災害防止に関する指導・監督 [市]	<p>都市計画法、建築基準法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。</p> <p>○宅地造成等による開発許可・建築確認の審査及び施工に対する指導・監督</p>	建設部建築指導課	宅地災害防止に関する指導・監督 [市]	<p>都市計画法、建築基準法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。</p> <p>○宅地造成等による開発許可・建築確認の審査及び施工に対する指導・監督</p>	建設部建築指導課	
	地すべり防止 [市]	<p>地すべりが発生しやすい降雨期や融雪期等を重点とし、住民との協力による防災パトロール等を行い、災害を未然に防ぐよう体制を整備する。</p>	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課	地すべり防止 [市]	<p>地すべりが発生しやすい降雨期や融雪期等を重点とし、住民との協力による防災パトロール等を行い、災害を未然に防ぐよう体制を整備する。</p>	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課	
	治山対策 [国、県、市]	<p>山地の森林保水機能を高め、下流域の水害防止、山地土砂の流出、溪床堆積物の移動、河岸の浸食を防止する。</p> <p>○保安林の指定</p>	農林部森林整備課	治山対策 [国、県、市]	<p>山地の森林保水機能を高め、下流域の水害防止、山地土砂の流出、溪床堆積物の移動、河岸の浸食を防止する。</p> <p>○保安林の指定</p>	農林部森林整備課	
(略)			(略)				

No.	新	旧	備考欄																				
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																					
	(略)	(略)																					
	第2節 非常参集職員の活動	第2節 非常参集職員の活動																					
	(略)	(略)																					
	第3 災害対策本部の運営	第3 災害対策本部の運営																					
	(略)	(略)																					
	2 災害対策本部会議	2 災害対策本部会議																					
	(略)	(略)																					
	〈本部会議の概要〉	〈本部会議の概要〉																					
	<table border="1"> <tr> <td>本部会議の開催</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事</td> </tr> </table>	本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事	<table border="1"> <tr> <td>本部会議の開催</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事</td> </tr> </table>	本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事	
本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																						
本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者																						
事務局	○総務部本部班																						
報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																						
協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事																						
本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																						
本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者																						
事務局	○総務部本部班																						
報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																						
協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事																						
5	(略)	(略)	震-91 避難情報の見直し																				
	5 現地災害対策本部の設置	5 現地災害対策本部の設置																					
	本部長は、災害現地において総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、支所又は災害現場周辺の公共施設等に現地災害対策本部を設置し、副本部長若しくは本部長付又は本部長の中から現地災害対策本部長を指名する。	本部長は、災害現地において総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、支所又は災害現場周辺の公共施設等に現地災害対策本部を設置し、副本部長若しくは本部長付又は本部長の中から現地災害対策本部長を指名する。																					
	現地災害対策本部の設置に至らない場合、又は本部からの要員の到着前においては、支所長は災害対策本部と密に連携し、管内の応急対策を指揮するとともに、本部長に対し、避難指示等の意見具申を行う。	現地災害対策本部の設置に至らない場合、又は本部からの要員の到着前においては、支所長は災害対策本部と密に連携し、管内の応急対策を指揮するとともに、本部長に対し、避難勧告等の意見具申を行う。	震-92 避難情報の見直し																				
6																							

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新	旧	備考欄																																										
7	<p>(略)</p> <p>8 緊急時の支所長の権限 支所長は、災害対策上緊急を要する次の事項を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈支所長の権限〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○支所災害対応支援職員への参集指示</td> <td>○職員の支援要請</td> </tr> <tr> <td>○応急対策の指揮</td> <td>○災害対策本部・各部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>○自主避難を促す</td> <td>○高齢者等避難の発表</td> </tr> <tr> <td>○避難指示等の意見具申</td> <td>○関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請</td> </tr> </tbody> </table>	〈支所長の権限〉		○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請	○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整	○自主避難を促す	○ 高齢者等避難 の発表	○避難 指示等 の意見具申	○関係機関との連絡調整	○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請		<p>(略)</p> <p>8 緊急時の支所長の権限 支所長は、災害対策上緊急を要する次の事項を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">〈支所長の権限〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○支所災害対応支援職員への参集指示</td> <td>○職員の支援要請</td> </tr> <tr> <td>○応急対策の指揮</td> <td>○災害対策本部・各部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>○自主避難を促す</td> <td>○避難準備・高齢者等避難開始の発表</td> </tr> <tr> <td>○避難勧告等の意見具申</td> <td>○関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請</td> </tr> </tbody> </table>	〈支所長の権限〉		○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請	○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整	○自主避難を促す	○ 避難準備・高齢者等避難開始 の発表	○避難 勧告等 の意見具申	○関係機関との連絡調整	○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請		<p>震-93</p> <p>避難情報の見直し</p>																		
	〈支所長の権限〉																																												
○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請																																												
○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整																																												
○自主避難を促す	○ 高齢者等避難 の発表																																												
○避難 指示等 の意見具申	○関係機関との連絡調整																																												
○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請																																													
〈支所長の権限〉																																													
○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請																																												
○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整																																												
○自主避難を促す	○ 避難準備・高齢者等避難開始 の発表																																												
○避難 勧告等 の意見具申	○関係機関との連絡調整																																												
○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請																																													
8	<p>(略)</p> <p>第5 災害対策の適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 各部及び各班業務分掌表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各部 (共通)</td> <td>全班</td> <td>A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>所管施設を有する班☆</td> <td>E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事</td> </tr> <tr> <td>主管課○</td> <td>本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難指示及び緊急安全確保に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>本部班 (危機管理防災課)</td> <td>主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>庶務班○</td> <td>職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報政策班</td> <td>庶務班の所管業務の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員研修所班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	業務分掌	各部 (共通)	全班	A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事	所管施設を有する班☆	E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事	主管課○	本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難指示及び緊急安全確保 に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事	総務部	本部班 (危機管理防災課)	主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事	庶務班○	職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事	職員班	システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事	情報政策班	庶務班の所管業務の支援に関する事	職員研修所班		<p>(略)</p> <p>第5 災害対策の適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>2 各部及び各班業務分掌表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各部 (共通)</td> <td>全班</td> <td>A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>所管施設を有する班☆</td> <td>E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事</td> </tr> <tr> <td>主管課○</td> <td>本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難勧告及び避難指示（緊急）に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td>本部班 (危機管理防災課)</td> <td>主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>庶務班○</td> <td>職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報政策班</td> <td>庶務班の所管業務の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員研修所班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	業務分掌	各部 (共通)	全班	A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事	所管施設を有する班☆	E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事	主管課○	本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難勧告及び避難指示（緊急） に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事	総務部	本部班 (危機管理防災課)	主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事	庶務班○	職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事	職員班	システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事	情報政策班	庶務班の所管業務の支援に関する事	職員研修所班		<p>震-95</p> <p>避難情報の見直し</p>
部	班	業務分掌																																											
各部 (共通)	全班	A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事																																											
	所管施設を有する班☆	E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事																																											
	主管課○	本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難指示及び緊急安全確保 に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事																																											
総務部	本部班 (危機管理防災課)	主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事																																											
	庶務班○	職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事																																											
	職員班	システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事																																											
	情報政策班	庶務班の所管業務の支援に関する事																																											
	職員研修所班																																												
部	班	業務分掌																																											
各部 (共通)	全班	A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事 B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事																																											
	所管施設を有する班☆	E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事																																											
	主管課○	本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難勧告及び避難指示（緊急） に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事																																											
総務部	本部班 (危機管理防災課)	主管課業務（E, F, G, H） 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事																																											
	庶務班○	職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事																																											
	職員班	システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事																																											
	情報政策班	庶務班の所管業務の支援に関する事																																											
	職員研修所班																																												

No.	新		旧		備考欄
	行政管理班	庶務班の所管業務の支援に関すること	行政管理班	庶務班の所管業務の支援に関すること	
	公共施設マネジメント推進班	管財班の所管業務の支援に関すること	公共施設マネジメント推進班	管財班の所管業務の支援に関すること	
	管財班	庁舎及びその付属施設の災害応急対策に関すること 緊急輸送通行証及び配車に関すること 輸送車両、燃料、運行従事者の確保に関すること	管財班	庁舎及びその付属施設の災害応急対策に関すること 緊急輸送通行証及び配車に関すること 輸送車両、燃料、運行従事者の確保に関すること	
	選挙管理委員会事務局班	庶務班の所管業務の支援に関すること	選挙管理委員会事務局班	庶務班の所管業務の支援に関すること	
	監査委員事務局班	庶務班の所管業務の支援に関すること 本部班の会計処理に関すること	監査委員事務局班	庶務班の所管業務の支援に関すること 本部班の会計処理に関すること	
	(略)		(略)		
	第8節 要配慮者に対する応急活動		第8節 要配慮者に対する応急活動		
	(略)		(略)		
	第1 避難受入れ活動		第1 避難受入れ活動		
9	1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 をはじめとする災害情報の周知 本部長は、要配慮者の態様に応じ、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめとして、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグ放送含む。）・ラジオ、有線放送、電子メール（緊急速報メール含む。）等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害時の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。		1 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急） をはじめとする災害情報の周知 本部長は、要配慮者の態様に応じ、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめとして、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグ放送含む。）・ラジオ、有線放送、電子メール（緊急速報メール含む。）等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害時の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。		震-121 避難情報の見直し
	(略)		(略)		
	第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動		第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動		
10	項目	担当	項目	担当	震-130 避難情報の見直し
	第1 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第1 避難勧告、避難指示（緊急）	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	
	第2 警戒区域の設定		第2 警戒区域の設定		
	第3 避難誘導活動		第3 避難誘導活動		
	第4 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第4 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	
	第5 避難所の運営		第5 避難所の運営		
	第6 被災者等の把握と的確な情報伝達	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第6 被災者等の把握と的確な情報伝達	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	
	第7 帰宅困難者への措置	都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班	第7 帰宅困難者への措置	都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班	
	第8 避難所の統合・廃止	教育部総務班	第8 避難所の統合・廃止	教育部総務班	
	第9 広域一時滞在	総務部本部班	第9 広域一時滞在	総務部本部班	
	第10 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	第10 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	
	第11 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班	第11 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班	
	第12 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	第12 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	

No.	新	旧	備考欄																																																		
	<p>第1 避難指示、緊急安全確保</p> <p>1 避難指示、緊急安全確保の発令、報告及び通知等 本部長ほか次の者は、地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示、緊急安全確保を行う。 避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、関係機関へ報告又は通知する。</p> <p>〈避難指示、緊急安全確保等の発令者〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>指示・安全確保等を行う要件</th> <th>根拠法令</th> <th>報告等の義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長（市長）</td> <td>災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td rowspan="2">洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>水防法第29条</td> <td rowspan="2">警察署長へ通知</td> </tr> <tr> <td>県知事又はその命を受けた職員</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> <td>市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）</td> </tr> <tr> <td>人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> <td>公安委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「緊急安全確保」とは、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときに、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置をいう。</p> <p>なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、県知事が市長に代わって行う。</p>	発令者	指示・安全確保等を行う要件	根拠法令	報告等の義務	本部長（市長）	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知	水防管理者	洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長へ通知	県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	警察官	市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）	人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第4条	公安委員会へ報告	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき	自衛隊法第94条	防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）	<p>第1 避難勧告、避難指示（緊急）</p> <p>1 避難勧告、避難指示（緊急）の発令、報告及び通知等 本部長ほか次の者は、地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。 避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合は、関係機関へ報告又は通知する。</p> <p>〈避難勧告、避難指示（緊急）等の発令者〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>勧告・指示等を行う要件</th> <th>根拠法令</th> <th>報告等の義務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長（市長）</td> <td>災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td rowspan="2">洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>水防法第29条</td> <td rowspan="2">警察署長へ通知</td> </tr> <tr> <td>県知事又はその命を受けた職員</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> <td>市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）</td> </tr> <tr> <td>人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> <td>公安委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。</p> <p>なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、県知事が市長に代わって行う。</p>	発令者	勧告・指示等を行う要件	根拠法令	報告等の義務	本部長（市長）	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知	水防管理者	洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長へ通知	県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）	人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第4条	公安委員会へ報告	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき	自衛隊法第94条	防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）	
発令者	指示・安全確保等を行う要件	根拠法令	報告等の義務																																																		
本部長（市長）	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知																																																		
水防管理者	洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長へ通知																																																		
県知事又はその命を受けた職員		地すべり等防止法第25条																																																			
警察官	市長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）																																																		
	人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第4条	公安委員会へ報告																																																		
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき	自衛隊法第94条	防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）																																																		
発令者	勧告・指示等を行う要件	根拠法令	報告等の義務																																																		
本部長（市長）	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	地域振興局長経由で県知事へ報告 防災関係機関等へ通知																																																		
水防管理者	洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条	警察署長へ通知																																																		
県知事又はその命を受けた職員		地すべり等防止法第25条																																																			
警察官	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条	市長へ報告（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）																																																		
	人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第4条	公安委員会へ報告																																																		
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にはいない場合で危険な事態が生じたとき	自衛隊法第94条	防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で県知事へ報告）																																																		
11	<p>2 避難指示、緊急安全確保発令の時期</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に発令を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域 延焼拡大地域の風下の隣接地域 避難路の断たれる危険のある地域 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 <p>なお、避難指示、緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 また、災害の危険性が高まり、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>	<p>2 避難勧告、避難指示（緊急）の時期</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域 延焼拡大地域の風下の隣接地域 避難路の断たれる危険のある地域 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 <p>なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 その他、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対して指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について</p>	<p>震-131 避難情報の見直し</p>																																																		

No.	新	旧	備考欄
12	<p>3 避難指示の内容 本部長は、避難指示を発令するにあたり、次の事項を明確にする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難指示の内容〉</p> <p>○発令者、発令日時 ○避難情報の種類 ○対象地域及び対象者 ○指定緊急避難場所 ○避難の時期・時間 ○避難すべき理由 ○住民のとりべき行動や注意事項 ○避難の経路又は通行できない経路 ○危険の度合い</p> </div> <p>4 住民への周知 (1) 本部長は、避難指示、緊急安全確保の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (2) 本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (3) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。 (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 (5) 本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (6) 避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒区域設定の内容 警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。 (1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 (3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 なお、警戒区域の設定を行った者は、避難の指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>3 避難勧告、避難指示（緊急）の内容 本部長は、避難勧告、避難指示（緊急）を行うにあたり、次の事項を明確にする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈避難勧告、避難指示（緊急）の内容〉</p> <p>○発令者、発令日時 ○避難情報の種類 ○対象地域及び対象者 ○指定緊急避難場所 ○避難の時期・時間 ○避難すべき理由 ○住民のとりべき行動や注意事項 ○避難の経路又は通行できない経路 ○危険の度合い</p> </div> <p>4 住民への周知 (1) 本部長は、避難勧告、避難指示（緊急）の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (2) 本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 (3) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。 (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 (5) 本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (6) 避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒区域設定の内容 警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。 (1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 (3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 なお、警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>震-133 避難情報の見直し</p>

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新	旧	備考欄
13	<p>(略) 3 避難行動要支援者の把握</p> <p>〈地震時の避難方法〉</p> <p>・まずは自分の身を守る ・家族や周りの人の安全を確認する</p> <p>・揺れが収まったら、火の元を確認する ・震度情報などを収集する</p> <p>・今のところ避難の指示はない ・今いる建物が倒壊する恐れはない ・火災などの危険はない ・土砂災害が発生する恐れはない</p> <p>・市や警察・消防などから避難指示が出た ・今いる建物が倒壊又は倒壊の恐れがある ・近隣で火災が発生し、今いる建物のほうに広がってきた ・土砂災害が発生する恐れがある</p> <p>・避難の準備をする(火の元・ブレーカー確認、非常持出品の持参、戸締り、徒歩で行動、誘導者の支持に従う)</p> <p>【一時集合場所へ移動】(近くの広場) ・近隣住民の安否確認、避難行動支援 ・被害の様子を見て、次の行動を判断する</p> <p>・危険が迫っており、一時集合場所に行く余裕がない</p> <p>・一時集合場所が安全 ・一時集合場所が危ない</p> <p>【指定緊急避難場所へ移動】(校庭や公園) ・地区の住民が集まってくる</p> <p>・火災の危険がなくなった</p> <p>・自宅に被害がない ・自宅以外のおところにい ・自宅に被害があり、しばらく生活できない</p> <p>・自宅の安全が確認され</p> <p>【指定避難所へ移動】(学校や社会体育館) ・安全を確認し、市や管理者が開設する ・自宅で生活できなくなった住民が、しばらくの間生活する</p> <p>・自宅に戻る</p>	<p>(略) 3 避難行動要支援者の把握</p> <p>〈地震時の避難方法〉</p> <p>・まずは自分の身を守る ・家族や周りの人の安全を確認する</p> <p>・揺れが収まったら、火の元を確認する ・震度情報などを収集する</p> <p>・今のところ避難の指示はない ・今いる建物が倒壊する恐れはない ・火災などの危険はない ・土砂災害が発生する恐れはない</p> <p>・市や警察・消防などから避難勧告・避難指示(緊急)が出た ・今いる建物が倒壊又は倒壊の恐れがある ・近隣で火災が発生し、今いる建物のほうに広がってきた</p> <p>・避難の準備をする(火の元・ブレーカー確認、非常持出品の持参、戸締り、徒歩で行動、誘導者の支持に従う)</p> <p>【一時集合場所へ移動】(近くの広場) ・近隣住民の安否確認、避難行動支援 ・被害の様子を見て、次の行動を判断する</p> <p>・危険が迫っており、一時集合場所に行く余裕がない</p> <p>・一時集合場所が安全 ・一時集合場所が危ない</p> <p>【指定緊急避難場所へ移動】(校庭や公園) ・地区の住民が集まってくる</p> <p>・火災の危険がなくなった</p> <p>・自宅に被害がない ・自宅以外のおところにい ・自宅に被害があり、しばらく生活できない</p> <p>・自宅の安全が確認され</p> <p>【指定避難所へ移動】(学校や社会体育館) ・安全を確認し、市や管理者が開設する ・自宅で生活できなくなった住民が、しばらくの間生活する</p> <p>・自宅に戻る</p>	<p>震-135 避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄
14	<p>第4 避難所の開設・受入れ</p> <p>1 避難所の選定 避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難指示等の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行い、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部は避難所を開設する。 教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。 応急危険度判定は、協定締結先である（一社）長野県建築士会長野支部・更級支部（以下、「建築士会」という。）の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、教育部の職員は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。 ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は派遣職員及び施設管理者に協力する。 なお、建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p> <p>（略）</p> <p>6 避難者の受入れ 教育部の派遣職員は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、次のように居住区域を割り振る。</p> <div data-bbox="281 1516 1338 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難者受入れの手順〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に避難者があるときは、広いスペースに誘導する。 ○避難者受入れスペース、要配慮者専用スペースを決定し、受入れスペースを確保する。 ○居住区域の割り振りは、できるだけ自治会等の単位ごとに設定する。 ○各居住区域は30人程度で班編成し、各班から班長を選定する。 </div> <p>（略）</p>	<p>第4 避難所の開設・受入れ</p> <p>1 避難所の選定 避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>2 避難勧告、避難指示（緊急）発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難勧告、避難指示（緊急）の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行い、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部は避難所を開設する。 教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。 応急危険度判定は、協定締結先である（一社）長野県建築士会長野支部・更級支部（以下、「建築士会」という。）の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。 判定の結果、使用可能と判定されたのち、教育部の職員は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。 ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は派遣職員及び施設管理者に協力する。 なお、建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。 また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</p> <p>（略）</p> <p>6 避難者の受入れ 教育部の派遣職員は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難勧告、避難指示（緊急）を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、次のように居住区域を割り振る。</p> <div data-bbox="1463 1516 2519 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈避難者受入れの手順〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に避難者があるときは、広いスペースに誘導する。 ○避難者受入れスペース、要配慮者専用スペースを決定し、受入れスペースを確保する。 ○居住区域の割り振りは、できるだけ自治会等の単位ごとに設定する。 ○各居住区域は30人程度で班編成し、各班から班長を選定する。 </div> <p>（略）</p>	<p style="color: red;">震-136</p> <p style="color: red;">避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																								
15	<p>(略)</p> <p>第27節 災害広報活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動期の広報 災害発生前、発生時には次の情報を優先して迅速に広報し、住民等に周知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示</td> <td>(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送</td> </tr> <tr> <td>(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止</td> <td>(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼</td> </tr> <tr> <td>(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難指示、緊急安全確保</td> <td>(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安</td> <td>(5) 隣接市町村への広報依頼</td> </tr> <tr> <td>(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)</td> <td>(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</p> <p>(略)</p> <p>2 安全措置 建設部河川班・維持班・建築指導班・農林部農業土木班・森林整備班は、崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所、及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について調査し、状況に応じて必要な安全措置をとる。</p> <p>(1) 点検調査 危険度の高い箇所から優先的に点検調査を実施する。点検調査への技術支援が必要と認められる場合、県若しくは国へ、専門家の派遣を要請する。点検調査の結果をもとに、関係機関等と協力して必要な安全措置をとる。</p>	主な広報事項	主な伝達手段	(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示	(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送	(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止	(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼	(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難 指示、緊急安全確保	(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ	(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安	(5) 隣接市町村への広報依頼	(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)	(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール	<p>(略)</p> <p>第27節 災害広報活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動期の広報 災害発生前、発生時には次の情報を優先して迅速に広報し、住民等に周知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な広報事項</th> <th>主な伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示</td> <td>(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送</td> </tr> <tr> <td>(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止</td> <td>(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼</td> </tr> <tr> <td>(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難勧告・避難指示(緊急)</td> <td>(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ</td> </tr> <tr> <td>(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安</td> <td>(5) 隣接市町村への広報依頼</td> </tr> <tr> <td>(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)</td> <td>(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 土砂災害等の警戒・応急措置</p> <p>(略)</p> <p>2 安全措置 建設部河川班・維持班・建築指導班・農林部農業土木班・森林整備班は、崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所、及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について調査し、状況に応じて必要な安全措置をとる。</p> <p>(1) 点検調査 危険度の高い箇所から優先的に点検調査を実施する。点検調査への技術支援が必要と認められる場合、県若しくは国へ、専門家の派遣を要請する。点検調査の結果をもとに、関係機関等と協力して必要な安全措置をとる。</p>	主な広報事項	主な伝達手段	(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示	(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送	(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止	(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼	(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難 勧告・避難指示(緊急)	(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ	(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安	(5) 隣接市町村への広報依頼	(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)	(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール	<p>震-169</p> <p>避難情報の見直し</p>
主な広報事項	主な伝達手段																										
(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示	(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送																										
(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止	(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼																										
(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難 指示、緊急安全確保	(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ																										
(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安	(5) 隣接市町村への広報依頼																										
(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)	(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール																										
主な広報事項	主な伝達手段																										
(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示	(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送																										
(2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止	(2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼																										
(3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難 勧告・避難指示(緊急)	(4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ																										
(4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況(市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等) ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安	(5) 隣接市町村への広報依頼																										
(5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況(「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設)	(6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ(携帯サイト・SNS含む)への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール																										

長野市地域防災計画【震災対策編】 新旧対照表（案）

No.	新	旧	備考欄																
16	<p>〈応急措置の方法〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td>○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置</td> </tr> <tr> <td>危険建物・ブロック塀等</td> <td>○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難指示、緊急安全確保 ○立入禁止区域の設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土砂災害発生時の措置</p> <p>建設部維持班・河川班・道路班は、巡視活動及び住民等からの通報により、土砂災害の発生を覚知した場合、直ちに被害の有無を確認し、県長野建設事務所長、土尻川砂防事務所長へ状況を報告する。また、関係機関等に協力を要請し、早急に次の事項を目安とした応急措置をとる。</p> <p>県は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。</p> <p>国（地方整備局）は、河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。</p> <p>また、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p>	区分	措置の目安	土砂災害	○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置	危険建物・ブロック塀等	○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強	共通	○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難指示、緊急安全確保 ○立入禁止区域の設定	<p>〈応急措置の方法〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td>○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置</td> </tr> <tr> <td>危険建物・ブロック塀等</td> <td>○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難勧告、避難指示（緊急） ○立入禁止区域の設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土砂災害発生時の措置</p> <p>建設部維持班・河川班・道路班は、巡視活動及び住民等からの通報により、土砂災害の発生を覚知した場合、直ちに被害の有無を確認し、県長野建設事務所長、土尻川砂防事務所長へ状況を報告する。また、関係機関等に協力を要請し、早急に次の事項を目安とした応急措置をとる。</p> <p>県は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。</p> <p>国（地方整備局）は、河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。</p> <p>また、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>なお、情報収集で得た航空写真・画像等についてはライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p>	区分	措置の目安	土砂災害	○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置	危険建物・ブロック塀等	○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強	共通	○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難勧告、避難指示（緊急） ○立入禁止区域の設定	<p>震-172</p> <p>避難情報の見直し</p>
区分	措置の目安																		
土砂災害	○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置																		
危険建物・ブロック塀等	○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強																		
共通	○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難指示、緊急安全確保 ○立入禁止区域の設定																		
区分	措置の目安																		
土砂災害	○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置																		
危険建物・ブロック塀等	○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強																		
共通	○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難勧告、避難指示（緊急） ○立入禁止区域の設定																		
17	<p>災害の危険性が高まり、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>なお、情報収集で得た航空写真・画像等についてはライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>震-173</p> <p>避難情報の見直し</p>																	

No.	新	旧	備考欄
	(略)	(略)	
	<p>第3 1 節 河川施設等応急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 応急措置</p> <p>1 点検 各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。</p> <p>(1) ダムの緊急点検 ダム管理者は、震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。</p> <p>(2) 河川、用排水施設等の緊急点検 河川施設管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、代替手段の確保や状況について広報を行う。</p> <p>(3) 貯水池、配水池等の緊急点検 あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は応急措置を取り、必要に応じ避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 土砂ダム対策 斜面の崩壊により河道が閉塞された「土砂ダム」が発見された場合は、国、県と連携して、水位の上昇の観測、排水等の措置をとる。 また、土砂ダムが決壊するおそれのある場合は、下流の危険区域に対し、避難指示、緊急安全確保を発令し、住民を避難所に受け入れる。 なお、避難については第11節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>第3 1 節 河川施設等応急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 応急措置</p> <p>1 点検 各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。</p> <p>(1) ダムの緊急点検 ダム管理者は、震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示（緊急）や状況について広報を行う。</p> <p>(2) 河川、用排水施設等の緊急点検 河川施設管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、代替手段の確保や状況について広報を行う。</p> <p>(3) 貯水池、配水池等の緊急点検 あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は応急措置を取り、必要に応じ避難指示（緊急）や状況について広報を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 土砂ダム対策 斜面の崩壊により河道が閉塞された「土砂ダム」が発見された場合は、国、県と連携して、水位の上昇の観測、排水等の措置をとる。 また、土砂ダムが決壊するおそれのある場合は、下流の危険区域に対し、避難勧告・避難指示（緊急）を発令し、住民を避難所に受け入れる。 なお、避難については第11節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。</p>	<p>震-178 避難情報の見直し</p>
	<p>第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>	<p>第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>	<p>震-180 避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																				
	(略)	(略)																					
	第33節 ため池災害応急活動	第33節 ため池災害応急活動																					
	(略)	(略)																					
	第1 応急措置	第1 応急措置																					
	1 点検	1 点検																					
	各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。	各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。																					
20	(1) ため池の緊急点検 ため池管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。	(1) ため池の緊急点検 ため池管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示（緊急）や状況について広報を行う。	震-181 避難情報の見直し																				
	(略)	(略)																					
	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画																					
	(略)	(略)																					
	第5節 被災者等の生活再建等の支援	第5節 被災者等の生活再建等の支援																					
	(略)	(略)																					
	第12 公共料金等の特例措置	第12 公共料金等の特例措置																					
	災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、各公共事業機関は公共料金の支払等について、次の特例措置をとる。	災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、各公共事業機関は公共料金の支払等について、次の特例措置をとる。																					
	〈公共料金の特例措置〉	〈公共料金の特例措置〉																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例措置 [担当]</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]</td> <td>①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配</td> </tr> <tr> <td>受信料金の免除等 [NHK]</td> <td>①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等</td> </tr> <tr> <td>電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]</td> <td>①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特例措置 [担当]	措置の概要	郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配	受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等	電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例措置 [担当]</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]</td> <td>①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配</td> </tr> <tr> <td>受信料金の免除等 [NHK]</td> <td>①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等</td> </tr> <tr> <td>電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]</td> <td>①避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難勧告の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特例措置 [担当]	措置の概要	郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配	受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等	電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難勧告の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）	(略)		震-213 避難情報の見直し
特例措置 [担当]	措置の概要																						
郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配																						
受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等																						
電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）																						
(略)																							
特例措置 [担当]	措置の概要																						
郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配																						
受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等																						
電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難勧告の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）																						
(略)																							

No.	新	旧	備考欄																																
24	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が上がった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。なお、長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防法に基づくもの</p> <p>(1) 千曲川・犀川洪水予報</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。</p> <table border="1" data-bbox="207 1207 1350 1816"> <thead> <tr> <th colspan="3">〈指定河川洪水予報〉</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報（レベル5）</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（レベル4）</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報（レベル3）</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	〈指定河川洪水予報〉			種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報（レベル5）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報（レベル4）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 避難指示 の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報（レベル3）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 高齢者等避難 の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。		<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報</p> <p>長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が上がった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。なお、長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防法に基づくもの</p> <p>(1) 千曲川・犀川洪水予報</p> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1394 1207 2537 1816"> <thead> <tr> <th colspan="3">〈指定河川洪水予報〉</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報（レベル5）</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報（レベル4）</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報（レベル3）</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	〈指定河川洪水予報〉			種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報（レベル5）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報（レベル4）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 避難勧告等 の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報（レベル3）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 避難準備・高齢者等避難開始 の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。		<p>風-19</p> <p>避難情報の見直し</p>
〈指定河川洪水予報〉																																			
種類	標題	概要																																	
洪水警報	氾濫発生情報（レベル5）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																																	
	氾濫危険情報（レベル4）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 避難指示 の発令の判断の参考とする。																																	
	氾濫警戒情報（レベル3）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 高齢者等避難 の発令の判断の参考とする。																																	
洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。																																		
〈指定河川洪水予報〉																																			
種類	標題	概要																																	
洪水警報	氾濫発生情報（レベル5）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																																	
	氾濫危険情報（レベル4）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 避難勧告等 の発令の判断の参考とする。																																	
	氾濫警戒情報（レベル3）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 避難準備・高齢者等避難開始 の発令の判断の参考とする。																																	
洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。																																		
25	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>風-21</p> <p>避難情報の見直し</p>																																

No.	新	旧	備考欄																																																																																																										
26	<p>(3) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。</p> <p>(略)</p> <p>ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>延長 (km)</th> <th>水防警報 発表責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原</td> <td rowspan="4">87.5</td> <td rowspan="4">千曲川河川 事務所長</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀 川</td> <td>左岸 松本市安曇川端</td> <td rowspan="2">44.6</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〈水防警報の対象となる水位観測所〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測 所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機 水位(m)</th> <th>氾濫注意 水位(m)</th> <th>避難判断 水位(m)</th> <th>氾濫危険 水位(m)</th> <th>計画高 水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千曲川</td> <td rowspan="2">杭瀬下</td> <td>千曲市杭瀬下</td> <td>0.70</td> <td>1.60</td> <td>4.00</td> <td>5.00</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>立ヶ花</td> <td>3.00</td> <td>5.00</td> <td>7.50</td> <td>9.20</td> <td>10.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀 川</td> <td rowspan="2">陸郷</td> <td>安曇野市明科南陸郷</td> <td>2.50</td> <td>3.30</td> <td>4.50</td> <td>4.80(特別警戒水位)</td> <td>7.47</td> </tr> <tr> <td>小市</td> <td>長野市川中島町</td> <td>-0.50</td> <td>0.00</td> <td>1.50</td> <td>1.80</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 気象情報等の収集活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千曲川防災情報提供システム</p> <p>千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示等の発令の判断資料とする。</p> <p>(略)</p>	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から	左岸 飯山市大字一山字十二平	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで	犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6		右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで	河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75	犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	<p>(3) 水防警報</p> <p>水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。</p> <p>(略)</p> <p>ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>延長 (km)</th> <th>水防警報 発表責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原</td> <td rowspan="4">87.5</td> <td rowspan="4">千曲川河川 事務所長</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀 川</td> <td>左岸 松本市安曇川端</td> <td rowspan="2">44.6</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〈水防警報の対象となる水位観測所〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測 所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機 水位(m)</th> <th>氾濫注意 水位(m)</th> <th>避難判断 水位(m)</th> <th>氾濫危険 水位(m)</th> <th>計画高 水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千曲川</td> <td rowspan="2">杭瀬下</td> <td>千曲市杭瀬下</td> <td>0.70</td> <td>1.60</td> <td>4.60</td> <td>5.00</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>立ヶ花</td> <td>3.00</td> <td>5.00</td> <td>9.10</td> <td>9.60</td> <td>10.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀 川</td> <td rowspan="2">陸郷</td> <td>安曇野市明科南陸郷</td> <td>2.50</td> <td>3.30</td> <td>4.50</td> <td>4.80(特別警戒水位)</td> <td>7.47</td> </tr> <tr> <td>小市</td> <td>長野市川中島町</td> <td>-0.50</td> <td>0.00</td> <td>1.50</td> <td>1.80</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立ヶ花観測所区間の長野市における避難判断水位及び氾濫危険水位 (杭瀬下観測所及び小市観測所の各水位は、長野市内の地点を基に設定)</p> <p>(略)</p> <p>5 気象情報等の収集活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千曲川防災情報提供システム</p> <p>千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難勧告の発令の判断資料とする。</p> <p>(略)</p>	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から	左岸 飯山市大字一山字十二平	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで	犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6		右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで	河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.60	5.00	5.42	立ヶ花	3.00	5.00	9.10	9.60	10.75	犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	<p>風-26</p> <p>氾濫危険水位等の見直し</p> <p>風-30</p> <p>避難情報の見直し</p>
	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者																																																																																																									
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長																																																																																																										
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から																																																																																																												
	左岸 飯山市大字一山字十二平																																																																																																												
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで																																																																																																												
犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6																																																																																																											
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで																																																																																																												
河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)																																																																																																						
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42																																																																																																						
		立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75																																																																																																						
犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47																																																																																																						
		小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03																																																																																																					
河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者																																																																																																										
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長																																																																																																										
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から																																																																																																												
	左岸 飯山市大字一山字十二平																																																																																																												
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで																																																																																																												
犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6																																																																																																											
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで																																																																																																												
河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)																																																																																																						
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.60	5.00	5.42																																																																																																						
		立ヶ花	3.00	5.00	9.10	9.60	10.75																																																																																																						
犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47																																																																																																						
		小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03																																																																																																					
27	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																																																																																											

No.	新	旧	備考欄
28	<p>(略)</p> <p>第8節 消防・水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 地下空間の災害防止対策</p> <p>(略)</p> <p>2 避難活動</p> <p>本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、消防等を通じて、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 消防・水防活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 地下空間の災害防止対策</p> <p>(略)</p> <p>2 避難活動</p> <p>本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、消防等を通じて、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。</p>	<p>風-37</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																																																												
29	<p>(略)</p> <p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難に関する責務等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 河川における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 警戒区域の設定</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班</td> </tr> <tr> <td>第7 避難所の開設・受入れ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8 避難所の運営</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第9 被災者等の把握と的確な情報伝達</td> <td>都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班</td> </tr> <tr> <td>第10 帰宅困難者への措置</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第11 避難所の統合・廃止</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第12 公営住宅等の確保</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第13 応急仮設住宅</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第14 住宅の応急修理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 避難に関する責務等</p> <p>1 市の責務</p> <p>市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。</p> <p>また、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等が施設利用者の避難支援を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。</p> <p>2 居住者等の避難に対する基本姿勢</p> <p>自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みを陥ることなく、居住者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。</p>	項目	担当	第1 避難に関する責務等		第2 避難行動（安全確保行動）の考え方		第3 河川における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団	第4 土砂災害における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令		第5 警戒区域の設定	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班	第7 避難所の開設・受入れ		第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班	第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班	第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班	第12 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	第13 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	第14 住宅の応急修理		<p>(略)</p> <p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難行動の原則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 河川における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 警戒区域の設定</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班</td> </tr> <tr> <td>第7 避難所の開設・受入れ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8 避難所の運営</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第9 被災者等の把握と的確な情報伝達</td> <td>都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班</td> </tr> <tr> <td>第10 帰宅困難者への措置</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第11 避難所の統合・廃止</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第12 公営住宅等の確保</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第13 応急仮設住宅</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第14 住宅の応急修理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第1 避難行動の原則</p> <p>1 市の責務</p> <p>市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。</p> <p>また、避難勧告等がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのようなリスクがあるか、どのようなときにどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。</p> <p>2 居住者等の避難行動</p> <p>自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みを陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。</p>	項目	担当	第1 避難行動の原則		第2 避難行動（安全確保行動）の考え方		第3 河川における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団	第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令		第5 警戒区域の設定	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班	第7 避難所の開設・受入れ		第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班	第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班	第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班	第12 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班	第13 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	第14 住宅の応急修理		<p>風-39</p> <p>避難情報の見直し</p>
	項目	担当																																																													
第1 避難に関する責務等																																																															
第2 避難行動（安全確保行動）の考え方																																																															
第3 河川における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団																																																														
第4 土砂災害における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令																																																															
第5 警戒区域の設定	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																														
第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班																																																														
第7 避難所の開設・受入れ																																																															
第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																														
第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班																																																														
第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班																																																														
第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班																																																														
第12 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班																																																														
第13 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班																																																														
第14 住宅の応急修理																																																															
項目	担当																																																														
第1 避難行動の原則																																																															
第2 避難行動（安全確保行動）の考え方																																																															
第3 河川における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団																																																														
第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令																																																															
第5 警戒区域の設定	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																														
第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所健康班																																																														
第7 避難所の開設・受入れ																																																															
第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																														
第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班																																																														
第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班																																																														
第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班																																																														
第12 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班																																																														
第13 応急仮設住宅	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班																																																														
第14 住宅の応急修理																																																															

No.	新	旧	備考欄
30	<p>主体的な避難行動に関する、特に留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈留意すべき事項〉</p> <p>① <u>日頃から、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下、「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命が危険に及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。</u></p> <p>② <u>日頃から予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。</u></p> <p>③ <u>日頃から確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともに想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。</u></p> <p>④ <u>夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。</u></p> <p>⑤ <u>避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというのではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。</u></p> <p>⑥ <u>自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。</u></p> <p>⑦ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。</u></p> <p>⑧ <u>災害のおそれがある又は高い状況で市から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合があるが、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。</u></p> <p>⑨ <u>他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。</u></p> <p style="text-align: center;">※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）より</p> <p>3 施設管理者等の責務等</p> <p><u>要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、日頃から具体的な避難計画を作成する必要がある。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地し、かつ市の地域防災計画に定められている社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。</u></p> <p><u>施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本であり、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>さらに、避難経路や避難経路の安全性を日頃から確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不足の事態に備え、施設利用者の緊急</u></p>	<p>居住者・施設管理者等の避難行動に関する、基本的な対応等は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">基本的な対応</p> <p>① <u>避難勧告等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</u></p> <p>② <u>避難勧告等の対象とする区域は一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというのではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。</u></p> <p>③ <u>台風や同程度の温帯低気圧等（以下「台風等」という。）の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認する。</u></p> <p>④ <u>災害発生の可能性が少しでもある場合、居住者等の安全を考慮して、市長から避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。</u></p> <p>⑤ <u>台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な居住者等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、暴風で避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う必要がある。</u></p> <p>⑥ <u>自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに留意すべきである。市は自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するとともに、自動車避難に伴う危険性を居住者等に対して周知に努める。</u></p> <p>⑦ <u>要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、災害情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する。</u></p> <p>⑧ <u>地下街等の管理者等は、多数の利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、関係者と連携し、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">※内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）より</p> <p>(施設管理者等の責務についてを追記するもの)</p>	<p>風-40</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておくべきである。また、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援が得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。</u></p> <p><u>アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないよう、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。</u></p>		

No.	新	旧	備考欄																												
	<p>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</p> <p>1 避難の目的 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「<u>生命又は身体を保護する</u>ための行動」である。 <u>身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握し、準備・訓練等をしておく。</u></p> <p>① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を<u>とれば</u>良いか ③ どのタイミングで避難行動を<u>とれば</u>良いか</p> <p>2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保） 居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。<u>身の安全を確保するためにとる行動全てが避難行動であるが、指令緊急避難場所や安全な親戚や知人宅等に避難する立退き避難が避難行動の基本となる。</u>それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく。 <u>また、避難行動で分類される「立退き避難」「屋外安全確保」「緊急安全確保」は、以下のとおりとして整理する。</u></p> <p>① <u>「立退き避難」</u> 安全な場所への避難とし、指定緊急避難場所や安全な自主避難先への移動等 ② <u>「屋内安全確保」</u> 安全な自宅・施設等で、安全な上階への移動や安全な上層階に留まる等 ③ <u>「緊急安全確保」</u> 安全とは限らない自宅・施設等で上階への移動や上層階に留まる、崖から離れた部屋に移動する、また、近くに高く堅ろうな建物があって、自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合等に身の安全を緊急的に確保する行動等</p> <p style="text-align: center;">避難行動の整理表</p> <table border="1" data-bbox="207 1218 1365 1491"> <thead> <tr> <th>避難行動</th> <th>避難先</th> <th>(詳細)</th> <th>居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例</th> <th>リードタイム^{※1}の確保の有無</th> <th>当該行動をとる避難情報</th> <th>当該行動が関係する災害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)</td> <td>・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等</td> <td>・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等</td> <td>リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動</td> <td>警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)</td> <td>洪水等 土砂災害 高潮 津波</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~</p> <table border="1" data-bbox="207 1512 1365 1890"> <tbody> <tr> <td>立退き避難</td> <td>安全な場所</td> <td>・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等</td> <td>・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等</td> <td>リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)</td> <td>警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)</td> <td>洪水等 土砂災害 高潮 津波</td> </tr> <tr> <td>屋内安全確保</td> <td>安全な自宅・施設等</td> <td>・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等</td> <td>・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障^{※2}を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等</td> <td>リードタイムを確保可能な時にとり得る行動</td> <td>警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示</td> <td>洪水等 高潮 (土砂災害と津波は立退き避難が原則)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。 ※2 支障の例:水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ</p>	避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別	緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波	立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波	屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障 ^{※2} を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は立退き避難が原則)	<p>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</p> <p>1 避難の目的 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「<u>命を守るための行動</u>」である。 <u>命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にしておく。</u></p> <p>① 災害種別毎に、どの場所にどのような脅威があるか ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を<u>取れば</u>良いか ③ どのタイミングで避難行動を<u>取る</u>ことが望ましいか</p> <p>2 避難行動 居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。<u>なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく。</u></p> <p>① <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u> ② <u>「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等) への立退き避難</u> ③ <u>「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</u></p> <p>(避難行動をわかりやすくした整理表を新設)</p>	
避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別																									
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波																									
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波																									
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障 ^{※2} を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は立退き避難が原則)																									

No.	新	旧	備考欄
31	<p>〈風水害時の避難方法〉</p> <p>大雨が降り続けている！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報などに注意する ・ 危険な場所には近づかない ・ 家族や周りの人の安全を確認する <p>・ 今のところ避難指示はない</p> <p>・ 今のところ浸水又は土砂災害が発生する恐れはない 建物内で待機</p> <p>・ 市から避難指示が発令された</p> <p>今いる場所で浸水又は土砂災害が発生する恐れ</p> <p>ある</p> <p>ない</p> <p>屋内安全確保</p> <p>今いる場所が以下に該当し、上階への移動や高層階への待避等で安全を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋倒壊等氾濫指定区域外で、浸水しない居室があり、一定期間浸水しても生活に困らない建物 <p>緊急安全確保</p> <p>危険が切迫していたら、命の危険から身を守るため、今いる場所より相対的に安全な場所へ移動する</p> <p>立退き避難【指定緊急避難場所等へ移動】</p> <p>(学校や社会体育館、民間施設、知人宅など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民の安否確認、避難行動支援 ・ 被害の様子を見て、次の行動を判断する <p>・ 被害の拡大の恐れがなくなった</p> <p>・ 自宅に被害がない</p> <p>・ 自宅に被害があり、しばらく生活できない</p> <p>【指定避難所へ移動】(学校や社会体育館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全を確認し、市や管理者が開設する ・ 自宅で生活できなくなった住民が、しばらくの間生活する 	<p>〈風水害時の避難方法〉</p> <p>大雨が降り続けている！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報などに注意する ・ 危険な場所には近づかない ・ 家族や周りの人の安全を確認する <p>・ 今のところ避難勧告・指示はない</p> <p>・ 今いる場所で浸水又は土砂災害が発生する恐れはない</p> <p>・ 建物内で待機</p> <p>・ 市から避難勧告・指示が発令された</p> <p>・ 危険が迫っており、指定緊急避難場所等に行く余裕がない</p> <p>・ 自宅や近くの建物の上階の谷側に退避する</p> <p>・ 避難の準備をする(火の元・ブレーカー確認、非常持出品の持参、戸締り、徒歩で行動、誘導者の指示に従う)</p> <p>【指定緊急避難場所等へ移動】</p> <p>(学校や社会体育館、民間施設など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民の安否確認、避難行動支援 ・ 被害の様子を見て、次の行動を判断する <p>・ 被害の拡大の恐れがなくなった</p> <p>・ 自宅に被害がない</p> <p>・ 自宅に戻る</p> <p>・ 自宅に被害があり、しばらく生活できない</p> <p>【指定避難所へ移動】(学校や社会体育館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全を確認し、市や管理者が開設する ・ 自宅で生活できなくなった住民が、しばらくの間生活する 	<p>風-41</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																								
32	<p>第3 河川における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>1 避難指示等の発令</p> <p>河川の氾濫に対する避難指示等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。</p> <p>また、判断が困難な場合は、气象台や河川管理者等に助言を求める。</p> <p style="text-align: center;">〈河川氾濫に対する避難指示等の判断基準〉</p> <table border="1" data-bbox="237 514 1365 1974"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高年齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <table border="1" data-bbox="371 1281 1365 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	レベル	判断基準	高年齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	避難指示	<table border="1" data-bbox="371 1281 1365 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 	<p>第3 河川における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p> <p>1 避難勧告等の発令</p> <p>河川の氾濫に対する避難勧告等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。</p> <p>また、判断が困難な場合は、气象台や河川管理者等に助言を求める。</p> <p style="text-align: center;">〈河川氾濫に対する避難勧告等の判断基準〉</p> <table border="1" data-bbox="1424 514 2552 1974"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <table border="1" data-bbox="1558 1281 2552 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	レベル	判断基準	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	避難勧告	<table border="1" data-bbox="1558 1281 2552 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 	<p>風-42</p> <p>避難情報の見直し</p>
レベル	判断基準																										
高年齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
避難指示	<table border="1" data-bbox="371 1281 1365 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 																				
洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 																										
レベル	判断基準																										
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
避難勧告	<table border="1" data-bbox="1558 1281 2552 1974"> <tr> <td>洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川 裾花川（県管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td>水位周知河川 犀川（県管</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 	水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 																				
洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
洪水予報河川 裾花川（県管理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 																										
水位周知河川 犀川（県管	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のい 																										

No.	新		旧		備考欄				
33	理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	れかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	れかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	風-43 避難情報の見直し				
	その他河川法適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）	○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	その他河川法適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）	○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合					
	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は避難指示（緊急）を発令する。）					
	緊急安全確保	○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	避難指示（緊急）	○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）					
34	〈洪水予報河川の基準水位〉		〈洪水予報河川の基準水位〉		風-43 氾濫危険水位等の見直し				
		観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)		避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	上流観測所
	千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42	生田	
	犀川	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75	杭瀬下	
		小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	陸郷・熊倉	
	裾花川	岡田	0.50	1.10	2.00	2.60	2.62	祖山・大久保	
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	その他、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「避難指示」に準ずる。		その他、発令の詳細は、第3章 第11節 第1「避難勧告、避難指示（緊急）」に準ずる。		その他、発令の詳細は、第3章 第11節 第1「避難勧告、避難指示（緊急）」に準ずる。		その他、発令の詳細は、第3章 第11節 第1「避難勧告、避難指示（緊急）」に準ずる。		
35	第4 土砂災害における高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令		第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令		第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令		第4 土砂災害における避難準備・高年齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令		風-43 避難情報の見直し
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	2 避難指示等の発令基準		2 避難勧告等の発令基準		2 避難勧告等の発令基準		2 避難勧告等の発令基準		
	警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難指示等を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示を発令することを基本とする。		警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難勧告等を発令することを基本とする。		警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難勧告等を発令することを基本とする。		警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難勧告等を発令することを基本とする。		
	なお、高年齢者等避難を発令する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。		なお、避難準備・高年齢者等避難開始を発表する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。		なお、避難準備・高年齢者等避難開始を発表する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。		なお、避難準備・高年齢者等避難開始を発表する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。		

No.	新	旧	備考欄
36	<p style="text-align: center;"><u>〈高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準〉</u></p> <p>○<u>高齢者等避難</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>○<u>避難指示</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4) 土砂災害の前兆現象（<u>山鳴り、湧き水・地下水の濁り、</u>溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>○<u>緊急安全確保</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</u> 2) <u>土砂災害の発生が確認された場合</u> <p>災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>（略）</p> <p>4 避難に関する情報の提供</p> <p>避難指示等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈提供する情報の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生の危険性が高まったこと ○避難指示等の発令の可能性があること ○避難のための準備の開始が必要であること ○住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備（避難先については、<u>避難指示等を発令</u>するまでの時間に応じて提供する。） </div> <p>以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「<u>避難指示</u>」に準ずる。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>〈避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令基準〉</u></p> <p>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 4) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>○<u>避難勧告</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4) 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>○<u>避難指示（緊急）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</u> 2) <u>土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</u> 3) <u>土砂災害が発生した場合</u> 4) <u>山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</u> 5) <u>避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</u> <p>その他、豪雨や氾濫が発生し、緊急避難場所への移動中に被災するおそれがあり、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対して指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 避難に関する情報の提供</p> <p>避難勧告等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈提供する情報の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生の危険性が高まったこと ○避難勧告の発令の可能性があること ○避難のための準備の開始が必要であること ○住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備（避難先については、<u>避難勧告を発令</u>するまでの時間に応じて提供する。） </div> <p>以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>」に準ずる。</p> <p>（略）</p>	<p>風-44</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄
37	<p>(略)</p> <hr/> <p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。 また、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>	<p>(略)</p> <hr/> <p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。 また、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>	<p>風-51</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																								
38	(略)	(略)																									
	第3款 航空災害対策	第3款 航空災害対策																									
	(略)	(略)																									
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																									
	(略)	(略)																									
	第2節 災害応急体制の整備	第2節 災害応急体制の整備																									
	第1 関係機関の役割	第1 関係機関の役割																									
	各航空運送会社、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。	各航空運送会社、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。																									
	〈航空機事故災害対策における実施機関と役割〉	〈航空機事故災害対策における実施機関と役割〉																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。</td> <td>○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置</td> </tr> <tr> <td>【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。</td> <td>○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。</td> <td>【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。</td> <td>○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置</td> </tr> <tr> <td>【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。</td> <td>○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。</td> <td>【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	
実施機関と役割	主な措置																										
【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																										
実施機関と役割	主な措置																										
【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																										
	(略)	(略)																									

その他-14
避難情報の見直し

No.	新	旧	備考欄
39	<p>(略)</p> <p>第5節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 避難受入収容活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難指示を行う。</p> <p>避難指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 その他の災害応急対策活動</p> <p>第1 避難受入収容活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>避難の勧告又は指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>その他-19</p> <p>避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																							
40	(略)	(略)																								
	第4款 道路災害対策	第4款 道路災害対策																								
(略)	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	その他-23 避難情報の見直し																							
(略)	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え																								
	<p>第1 関係機関の役割</p> <p>各道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。</p> <p>〈道路事故災害対策における実施機関と役割〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。 </td> <td> ○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧 </td> </tr> <tr> <td> 【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。 </td> <td> ○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策 </td> </tr> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。 </td> <td> 【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td> ○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	<p>第1 関係機関の役割</p> <p>各道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。</p> <p>〈道路事故災害対策における実施機関と役割〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。 </td> <td> ○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧 </td> </tr> <tr> <td> 【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。 </td> <td> ○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策 </td> </tr> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。 </td> <td> 【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td> ○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請
実施機関と役割	主な措置																									
【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧																									
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策																									
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																									
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																									
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																									
実施機関と役割	主な措置																									
【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧																									
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策																									
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																									
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																									
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																									
(略)	(略)	(略)																								

No.	新	旧	備考欄
41	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第6節 その他の災害応急対策活動</p> <hr/> <p>第1 避難受入活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。</p> <p>警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第6節 その他の災害応急対策活動</p> <hr/> <p>第1 避難受入活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告又は避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。</p> <p>警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="color: red;">その他-27 避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																								
42	(略)	(略)																									
	第5款 鉄道災害対策	第5款 鉄道災害対策																									
(略)	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																									
(略)	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え																									
	<p>第1 関係機関の役割</p> <p>各鉄道会社、市、県及び関係機関は、役割分担を明確にし、相互の連携体制を確立する。</p> <p>〈鉄道事故災害対策における実施機関と役割〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復 </td> </tr> <tr> <td> 【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策 </td> </tr> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。 </td> <td> 【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難指示・緊急安全確保の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 医療救護活動 </td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	<input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	<input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難指示・緊急安全確保の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	<input type="checkbox"/> 医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	<input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請	<p>第1 関係機関の役割</p> <p>各鉄道会社、市、県及び関係機関は、役割分担を明確にし、相互の連携体制を確立する。</p> <p>〈鉄道事故災害対策における実施機関と役割〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復 </td> </tr> <tr> <td> 【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策 </td> </tr> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。 </td> <td> 【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示（緊急）の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 医療救護活動 </td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	<input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	<input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示（緊急）の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	<input type="checkbox"/> 医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	<input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請	<p>その他-31 避難情報の見直し</p>
実施機関と役割	主な措置																										
【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	<input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	<input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難指示・緊急安全確保の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	<input type="checkbox"/> 医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	<input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請																										
実施機関と役割	主な措置																										
【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	<input type="checkbox"/> 関係機関への出動要請 <input type="checkbox"/> 乗客の避難誘導 <input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 代替輸送確保 <input type="checkbox"/> 施設の回復																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	<input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救護活動 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 死傷者の身元確認 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 現場広報・報道対策																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 <input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 負傷者搬送 【保健所健康課】 <input type="checkbox"/> 救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示（緊急）の発令 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索への協力 <input type="checkbox"/> 災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	<input type="checkbox"/> 医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	<input type="checkbox"/> 市町村・関係機関との調整 <input type="checkbox"/> 自衛隊派遣要請																										
(略)	(略)	(略)																									

No.	新	旧	備考欄
	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <hr/> <p>第1 避難受入活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。</p> <p>警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>第6節 その他の災害応急対策活動</p> <hr/> <p>第1 避難受入活動</p> <p>(略)</p> <p>2 災害現場周辺の住民の避難</p> <p>総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告又は避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。</p> <p>警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="color: red;">その他-37 避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																								
	(略)	(略)																									
	第6款 危険物等災害対策	第6款 危険物等災害対策																									
	(略)	(略)																									
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																									
	(略)	(略)																									
	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え																									
	第1 関係機関の役割	第1 関係機関の役割																									
	各危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。	各危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。																									
	〈危険物等事故災害対策における実施機関と役割〉	〈危険物等事故災害対策における実施機関と役割〉																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。</td> <td>○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧</td> </tr> <tr> <td>【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。</td> <td>○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。</td> <td>【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。</td> <td>○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧</td> </tr> <tr> <td>【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。</td> <td>○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。</td> <td>【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧	【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	
実施機関と役割	主な措置																										
【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																										
実施機関と役割	主な措置																										
【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧																										
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制																										
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																										
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																										
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																										
44	(略)	(略)	その他-41 避難情報の見直し																								

No.	新	旧	備考欄																				
45	(略)	(略)																					
	第7款 大規模火災対策	第7款 大規模火災対策																					
	(略)	(略)																					
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																					
	(略)	(略)																					
	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え																					
	各施設管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。 〈大規模火災対策における実施機関と役割〉	各施設管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。 〈大規模火災対策における実施機関と役割〉																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。</td> <td>○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。</td> <td>【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。</td> <td>○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置</td> </tr> <tr> <td>【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。</td> <td>【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報</td> </tr> <tr> <td>【医療機関】 医療救護活動を行う。</td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>【県】 関係機関間の調整を行う。</td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	
実施機関と役割	主な措置																						
【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置																						
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																						
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																						
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																						
実施機関と役割	主な措置																						
【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置																						
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																						
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																						
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																						
	(略)	(略)																					

その他-52
避難情報の見直し

No.	新	旧	備考欄																
46	(略)	(略)																	
	第8款 林野火災対策	第8款 林野火災対策																	
	(略)	(略)																	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																	
	(略)	(略)																	
	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え																	
	第1 関係機関の役割	第1 関係機関の役割																	
	市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。	市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。																	
	〈林野火災対策における実施機関と役割〉	〈林野火災対策における実施機関と役割〉																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 </td> <td> 【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関と役割</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 </td> <td> 【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報 </td> </tr> <tr> <td> 【医療機関】 医療救護活動を行う。 </td> <td>○医療救護活動</td> </tr> <tr> <td> 【県】 関係機関間の調整を行う。 </td> <td>○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関と役割	主な措置	【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報	【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動	【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請	
実施機関と役割	主な措置																		
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																		
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																		
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																		
実施機関と役割	主な措置																		
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難勧告・指示（緊急）の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報																		
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動																		
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請																		
	(略)	(略)																	

その他-58
避難情報の見直し

No.	新	旧	備考欄
	<p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</h2> <p>(略)</p> <hr/> <h3>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</h3> <hr/> <h4>第1 屋内退避及び避難誘導</h4> <p>(略)</p> <h4>4 屋内退避等の措置</h4> <p>本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難<u>指示</u>の措置をとる。</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの<u>指示</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(略)</p> <h4>48 第3 屋内退避又は避難を<u>指示</u>した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</h4> <p>県（危機管理部、警察本部）では、市長が屋内退避又は避難を<u>指示</u>した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</h2> <p>(略)</p> <hr/> <h3>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</h3> <hr/> <h4>第1 屋内退避及び避難誘導</h4> <p>(略)</p> <h4>4 屋内退避等の措置</h4> <p>本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>勧告</u>又は<u>指示</u>の措置をとる。</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの<u>勧告</u>又は<u>指示</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(略)</p> <h4>第3 屋内退避又は避難を<u>勧告</u>又は<u>指示</u>した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</h4> <p>県（危機管理部、警察本部）では、市長が屋内退避又は避難を<u>勧告</u>又は<u>指示</u>した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>原子力-10 避難情報の見直し</p> <p>原子力-11 避難情報の見直し</p>

No.	新	旧	備考欄																				
51	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>9 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。<u>高齢者等避難</u>発令の目安となる水位である。</p> <p>10 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難<u>指示</u>等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防本部</p> <p>(略)</p> <p>第3 本体会議</p> <p>本部長は、本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に準じて、本部に長野市水防本体会議（以下「本体会議」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">〈本体会議〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本体会議の開催時期</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本体会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の<u>指示</u>、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること</td> </tr> </table>	本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>9 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>発令の目安となる水位である。</p> <p>10 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難<u>勧告</u>等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防本部</p> <p>(略)</p> <p>第3 本体会議</p> <p>本部長は、本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に準じて、本部に長野市水防本体会議（以下「本体会議」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">〈本体会議〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本体会議の開催時期</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本体会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の<u>勧告・指示</u>、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること</td> </tr> </table>	本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>勧告・指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること	<p>水防-2</p> <p>避難情報の見直し</p>
	本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																					
本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者																						
事務局	○総務部本部班																						
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																						
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること																						
本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																						
本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者																						
事務局	○総務部本部班																						
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																						
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>勧告・指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること																						
52	<p>(略)</p> <p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>9 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。<u>高齢者等避難</u>発令の目安となる水位である。</p> <p>10 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難<u>指示</u>等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防本部</p> <p>(略)</p> <p>第3 本体会議</p> <p>本部長は、本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に準じて、本部に長野市水防本体会議（以下「本体会議」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">〈本体会議〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本体会議の開催時期</td> <td>○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本体会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の<u>指示</u>、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること</td> </tr> </table>	本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること	<p>水防-8</p> <p>避難情報の見直し</p>											
本体会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																						
本体会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者 ○本部長が指名する者																						
事務局	○総務部本部班																						
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																						
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の <u>指示</u> 、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること																						

No.	新	旧	備考欄																								
53	<p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</h2> <p>(略)</p> <h3>第2節 洪水予報</h3> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。</p> <p style="text-align: center;">〈指定河川洪水予報〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (レベル5)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (レベル4)</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難<u>指示</u>等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (レベル3)</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、<u>高齢者等避難</u>の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>指示</u> 等の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 <u>高齢者等避難</u> の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。	<p>(略)</p> <h2 style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</h2> <p>(略)</p> <h3>第2節 洪水予報</h3> <p>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。</p> <p style="text-align: center;">〈指定河川洪水予報〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (レベル5)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (レベル4)</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難<u>勧告</u>等の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (レベル3)</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>勧告</u> 等の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令の判断の参考とする。	洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。	<p style="text-align: center; color: red;">水防-14 避難情報の見直し</p>
種類	標題	概要																									
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																									
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>指示</u> 等の発令の判断の参考とする。																									
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 <u>高齢者等避難</u> の発令の判断の参考とする。																									
洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。																										
種類	標題	概要																									
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																									
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>勧告</u> 等の発令の判断の参考とする。																									
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令の判断の参考とする。																									
洪水注意報	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。																										

No.	新	旧	備考欄																																																																																																										
54	<p>第4節 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>延長 (km)</th> <th>水防警報 発表責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原</td> <td rowspan="4">87.5</td> <td rowspan="4">千曲川河川 事務所長</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 松本市安曇川端</td> <td rowspan="2">44.6</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈水防警報の対象となる水位観測所〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測 所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機 水位(m)</th> <th>氾濫注意 水位(m)</th> <th>避難判断 水位(m)</th> <th>氾濫危険 水位(m)</th> <th>計画高 水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千曲川</td> <td rowspan="2">杭瀬下</td> <td>千曲市杭瀬 下</td> <td>0.70</td> <td>1.60</td> <td>4.00</td> <td>5.00</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>立ヶ花</td> <td>3.00</td> <td>5.00</td> <td>7.50</td> <td>9.20</td> <td>10.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td rowspan="2">陸郷</td> <td>安曇野市明 科南陸郷</td> <td>2.50</td> <td>3.30</td> <td>4.50</td> <td>4.80(特別警 戒水位)</td> <td>7.47</td> </tr> <tr> <td>小市</td> <td>長野市川中 島町</td> <td>-0.50</td> <td>0.00</td> <td>1.50</td> <td>1.80</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から	左岸 飯山市大字一山字十二平	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで	犀川	左岸 松本市安曇川端	44.6		右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで	河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬 下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75	犀川	陸郷	安曇野市明 科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警 戒水位)	7.47	小市	長野市川中 島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	<p>第4節 水防警報</p> <p>(略)</p> <p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>延長 (km)</th> <th>水防警報 発表責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原</td> <td rowspan="4">87.5</td> <td rowspan="4">千曲川河川 事務所長</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 松本市安曇川端</td> <td rowspan="2">44.6</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈水防警報の対象となる水位観測所〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測 所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機 水位(m)</th> <th>氾濫注意 水位(m)</th> <th>避難判断 水位(m)</th> <th>氾濫危険 水位(m)</th> <th>計画高 水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千曲川</td> <td rowspan="2">杭瀬下</td> <td>千曲市杭瀬 下</td> <td>0.70</td> <td>1.60</td> <td>4.60</td> <td>5.00</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>立ヶ花</td> <td>3.00</td> <td>5.00</td> <td>9.10 (※10.10)</td> <td>9.60 (※10.60)</td> <td>10.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td rowspan="2">陸郷</td> <td>安曇野市明 科南陸郷</td> <td>2.50</td> <td>3.30</td> <td>4.50</td> <td>4.80(特別警 戒水位)</td> <td>7.47</td> </tr> <tr> <td>小市</td> <td>長野市川中 島町</td> <td>-0.50</td> <td>0.00</td> <td>1.50</td> <td>1.80</td> <td>5.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立ヶ花観測所区間の長野市における避難判断水位及び氾濫危険水位 (杭瀬下観測所及び小市観測所の各水位は、長野市内の地点を基に設定)</p> <p>(略)</p>	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から	左岸 飯山市大字一山字十二平	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで	犀川	左岸 松本市安曇川端	44.6		右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで	河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬 下	0.70	1.60	4.60	5.00	5.42	立ヶ花	3.00	5.00	9.10 (※10.10)	9.60 (※10.60)	10.75	犀川	陸郷	安曇野市明 科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警 戒水位)	7.47	小市	長野市川中 島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	<p>水防-19</p> <p>氾濫危険水位等の</p> <p>見直し</p>
	河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者																																																																																																									
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長																																																																																																										
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から																																																																																																												
	左岸 飯山市大字一山字十二平																																																																																																												
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで																																																																																																												
犀川	左岸 松本市安曇川端	44.6																																																																																																											
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで																																																																																																												
河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)																																																																																																						
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬 下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42																																																																																																						
		立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75																																																																																																						
犀川	陸郷	安曇野市明 科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警 戒水位)	7.47																																																																																																						
		小市	長野市川中 島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03																																																																																																					
河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者																																																																																																										
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長																																																																																																										
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から																																																																																																												
	左岸 飯山市大字一山字十二平																																																																																																												
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで																																																																																																												
犀川	左岸 松本市安曇川端	44.6																																																																																																											
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで																																																																																																												
河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)																																																																																																						
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬 下	0.70	1.60	4.60	5.00	5.42																																																																																																						
		立ヶ花	3.00	5.00	9.10 (※10.10)	9.60 (※10.60)	10.75																																																																																																						
犀川	陸郷	安曇野市明 科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警 戒水位)	7.47																																																																																																						
		小市	長野市川中 島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03																																																																																																					
55	<p>第7節 情報システム等</p> <p>(略)</p> <p>第2 実施方法</p> <p>1 気象情報等の収集</p> <p>関係機関との連携及び各種情報収集システムによって、気象情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千曲川防災情報提供システム</p> <p>千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示の発令の判断資料とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 情報システム等</p> <p>(略)</p> <p>第2 実施方法</p> <p>1 気象情報等の収集</p> <p>関係機関との連携及び各種情報収集システムによって、気象情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千曲川防災情報提供システム</p> <p>千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難勧告の発令の判断資料とする。</p> <p>(略)</p>	<p>水防-23</p> <p>避難情報の見直し</p>																																																																																																										

No.	新	旧	備考欄
56	<p style="text-align: center;">第5章 水防活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討</p> <hr/> <p>建設部河川班長、消防部警防班長、総務部庶務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。</p> <p>なお、情報収集・整理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>各班は上記の情報を共有して総合的に判断し、効率的な水防対策活動の実施を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈情報収集・整理・対策検討事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生場所 ○災害の発生日時 ○災害の規模 ○災害の発生原因 ○災害の拡大可能性 ○被害状況（堤防、道路、橋りょう、砂防・治山施設、その他防災施設（排水ポンプ場（排水機場）、水門、消防署等）、住家） ○防災施設の稼働状況（排水ポンプ場（排水機場）、水門） ○避難指示の発令（必要性、対象地区、伝達方法、避難所開設） ○水防活動の箇所、方法 ○応援要請の必要性 </div>	<p style="text-align: center;">第5章 水防活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討</p> <hr/> <p>建設部河川班長、消防部警防班長、総務部庶務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。</p> <p>なお、情報収集・整理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>各班は上記の情報を共有して総合的に判断し、効率的な水防対策活動の実施を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈情報収集・整理・対策検討事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生場所 ○災害の発生日時 ○災害の規模 ○災害の発生原因 ○災害の拡大可能性 ○被害状況（堤防、道路、橋りょう、砂防・治山施設、その他防災施設（排水ポンプ場（排水機場）、水門、消防署等）、住家） ○防災施設の稼働状況（排水ポンプ場（排水機場）、水門） ○避難勧告、指示の発令（必要性、対象地区、伝達方法、避難所開設） ○水防活動の箇所、方法 ○応援要請の必要性 </div>	<p style="text-align: center;">水防-27</p> <p style="text-align: center;">避難情報の見直し</p>